

令和5年第6回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和5年4月13日（木）
- 2 場所 宝塚市役所第二庁舎 会議室A
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後3時40分
- 5 出席した委員の氏名  
五十嵐 孝教育長、篠部 信一郎委員、木野 達夫委員、松浦 一枝委員  
及び石井 克馬委員

6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	坂本 三好	学校教育課長	平野 聖幸
社会教育部長	番庄 伸雄	学校教育課副課長	辻 晃英
管理室長	福井 健介	教育研究課長	山口 直人
学校教育室長	伴 康史	教育企画課係長	板垣 慎一郎
		学校教育課係長	小椋 文也
		学校教育課係長	大善 雄
		教育研究課係長	岡坂 隆志
		教育研究課係長	和田 夏子

8 会議の書記

教育企画課事務職員 中瀬 陽子

9 議題

- 報告第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて  
(宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について)
- 報告第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて  
(宝塚市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について)
- 報告第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて  
(宝塚市教育委員会辞令式に関する規程の一部を改正する規程の制定について)
- 報告第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて  
(宝塚市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程の制定について)
- 報告事項 いじめアンケート調査について
- 報告事項 令和4年(2022年)度2月における宝塚市立学校の「いじめ事案」及び  
令和4年(2022年)度以前の宝塚市立学校の「いじめ事案」について
- 報告事項 令和4年度実施 宝塚市学習理解度調査の結果について

会議の概要

開会 午後 2時00分

- 五十嵐教育長 令和5年第6回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。  
傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
- 岡本課長 おられません。
- 五十嵐教育長 それでは、本日の署名委員は木野委員でございます。どうぞよろしくお願い  
いたします。本日の付議案件は、報告事項4件、議決事項以外の案件3件です。  
それでは、進行について、事務局からお願いいたします。
- 岡本課長 本日の付議案件は、報告事項4件、議決事項以外の案件3件です。案件は  
一覧のとおりです。  
なお、報告事項 令和4年（2022年）度2月における宝塚市立学校の  
「いじめ事案」及び令和4年（2022年）度以前の宝塚市立学校の「いじ  
め事案」については、個人に関する情報が含まれるため、非公開での報告  
でお願いいたします。  
また、報告事項 令和4年度実施 宝塚市学習理解度調査の結果につい  
ては学力テストの点数のみによる学校の序列化を防ぐため非公開での報告  
でお願いいたします。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 五十嵐教育長 それでは、報告第5号 専決処分した事件について承認を求めることにつ  
いて（宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて）担当課より説明をお願いいたします。
- 岡本課長 報告第5号 専決処分した事件について承認を求めることについて  
いて（宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて）ご説明申し上げます。  
本件は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改  
正及びそれに伴う宝塚市個人情報保護条例の廃止を踏まえ、同条例を引用し  
ている条項に関する所要の整備を行うものです。  
教育委員会規則の改正は、本来であれば教育委員会の会議において御議論  
いただくべきものですが、3月23日開催の教育委員会の会議に議案を提出  
することが困難であったのに加え、施行日である4月1日までに教育委員会

の会議を開催することが困難であったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するとして、専決処分したものです。

以上、御報告いたしますとともに、御承認いただきますようお願いいたします。

なお、規則の内容ですが、新旧対照表をご覧ください。

第7条の第2項の第4号に「宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)第17条の規定による開示の請求があった公文書」と記載がございます。こちらは、法令の改正に伴い条例が廃止されまして個人情報保護に関する法律に一元化されたことに伴いまして、引用する条文を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条に改正をしようとするものです。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

五十嵐教育長 ありがとうございます。何かご質問等ありますか。

本件は、法律の改正に伴う整理ということですね。

岡本課長 はい。

五十嵐教育長 それでは、報告第5号 専決処分した事件について承認を求めることについて(宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について)は、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

続きまして、報告第6号 専決処分した事件について承認を求めることについて(宝塚市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について) 担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長 はい、報告第6号 専決処分した事件について承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、先ほどと同じ個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和4年条例第34号)の施行に関して必要な事項を定めるものです。

教育委員会規則の制定は、本来であれば教育委員会の会議において御議論いただくべきものですが、3月23日開催の教育委員会の会議に議案を提出することが困難であったのに加え、施行日である4月1日までに教育委員会

の会議を開催することが困難であったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するとして、専決処分したものです。

以上、御報告いたしますとともに、御承認いただきますようお願いいたします。こちらは新規で制定する規則ですので、先ほどのような新旧対照表はなく、議案書についている文章がそのまま規則となります。

今回、教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則を定めるのですが中身としては第2条をご覧ください。「教育委員会における法及び条例の施行については、宝塚市個人情報の保護に関する法律施行細則の例による。」と規定しております。全体の説明をさせていただきますと、個人情報保護に関しましては行政機関と民間とで規律がバラバラでして、今回の法改正により個人情報保護に関して、行政機関・民間も、個人情報保護に関する法律に一元的にまとめられたということになっております。

それに伴い、市は記載している宝塚市個人情報保護に関する法律施行に関する条例ということで、法律の施行に必要な範囲だけ条例で定めることができる、さらに規則で定めるのは法律と条例の中の範囲に留まるということとなります。市の規則の例によるとありますが、市の規則で書いてあるのは個人情報の取扱いであったり個人情報の開示請求であったり、訂正であったり利用の提示であったり、個人情報の保護制度に関する運用の状況であったりを規則で定めているのですが、内容に関しては、従前定めていた個人情報保護の取扱いと基本的に変わる場所がない内容となっています。補足ですが、説明は以上となります。

五十嵐教育長      ありがとうございました。それではご質問等ありますか。

石井委員          よろしいですか。

五十嵐教育長      それでは石井委員、お願いします。

石井委員          法律と市と教育委員会で今までバラバラで存在していたが、内容は一緒だったということですか。

岡本課長          そうですね、もともと個人情報保護法の法律の方が、行政機関が保有する個人情報保護に関する法律と、民間の個人情報保護の法律が別建てでありましたので、この法律で1本になりました。個人情報の保護条例が各市バ

ラバラで制定されており、どこまでが個人情報か、というところが自治体により微妙に違いがありましたが、法律により一元化されることになりました。ですので、市が定められる内容というのは法律の範囲の中だけということ、市の事務に必要な範囲の条例なり規則なりが定められています。規則ですが、基本的に各執行機関、市長であれば市長部局だけが対象になり、教育委員会は市長部局と別で規則を作らなければなりません。同じように監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、市立病院、水道局それぞれ縦割りのため、条例の施行に必要な規則を作らなければなりません。実際は、市長部局と違うルール付けをする必要があるのは、民間部門に近い市立病院、一般的に民間病院と同様となるため取扱いが違いますが、特に教育委員会と市長部局というのは個人情報の取扱いが変わるものではないため、市長部局で作ったルールをそのまま教育委員会でも提供するということになります。以上です。

五十嵐教育長 他にご質問はございませんでしょうか。

確認ですが、今までこの細則というのは無かったのですね。

岡本課長 附則の2項で、宝塚市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止して今回新しく細則を作ります。今回廃止する規則も基本的に市長部局で作っている規則の例によりますという程度しか書いておらず、外見が変わっていますが中身はほとんど変わっていません。

五十嵐教育長 はい、わかりました。他にご意見ご質問はございませんか。

松浦委員 すみません、重複するかもしれませんが、個人情報保護の範囲というのは今までと変わりますか。

岡本課長 変わりません。

五十嵐教育長 他に、ご意見等はございませんか。

それでは報告第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について）は、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

では、続きまして報告第7号 専決処分した事件について承認を求める

ことについて（宝塚市教育委員会辞令式に関する規程の一部を改正する規程の制定について）担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長

報告第7号 専決処分した事件について承認を求めることについて（宝塚市教育委員会辞令式に関する規程の一部を改正する規程の制定について）御説明申し上げます。

本件は、宝塚市辞令式に関する規程の見直しに合わせて、教育委員会においても引用している条項の所要の整備を行うものです。

教育委員会訓令の改正は、本来であれば教育委員会の会議において御議論いただくべきものですが、3月23日開催の教育委員会の会議に議案を提出することが困難であったのに加え、施行日である4月1日までに教育委員会の会議を開催することが困難であったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するとして、専決処分したものです。

以上、御報告いたしますとともに御承認いただきますようお願いいたします。

改正の内容ですが、新旧対照表をご覧ください。

辞令式というのは採用された方に宝塚市教育委員会の職員に任命することやお休みされた時にはお休みを命じます等のルールがありますが、市長部局の方に宝塚市辞令式に関する規程がありまして、市教育委員会は市長部局で決めているものと同じで対応が変わりませんので、宝塚市教育委員会辞令式に関する規程というのを定めています。第1条で職員の辞令を交付する対象を書いているのですが、従前、職員定数条例中「第2条第7号及び第8号」の規定の引用がずれており、教育委員会の定数を定めているのが「第2条第8号」のみになりますので、今般見直しをしました。本来であれば教育委員会の会議でお諮りするべきところでありましたが、市長部局で改正の作業を進めているのを見ながらこちらもタイミングを見ていたのですが、市長部局が急遽4月1日で改正することになりましたので、それに合わせてこちらも改正する処理を進めております。

五十嵐教育長

ありがとうございました。この件について、ご質問等はございませんでしょうか。

石井委員

確認ですが、第7号は全然関係のないものですか。

岡本課長 7号と8号とそれぞれ定数条例第2条の中に市長部局何人、教育委員会事務局何人と定数を定めているのですが、7号と8号となぜ両方定めていたのか調べてはいましたがわかりませんでした。教育委員会は1行しか書かれておらず、市長部局の改正に合わせて教育委員会も改正を行いました。

五十嵐教育長 他にご意見等ございませんか。

それでは、報告第7号 専決処分した事件について承認を求めることについて（宝塚市教育委員会辞令式に関する規程の一部を改正する規程の制定について）は、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。続きまして、報告8号 専決処分した事件について承認を求めることについて（宝塚市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程の制定について）担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長 報告第8号 専決処分した事件について承認を求めることについて（宝塚市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程の制定について）御説明申し上げます。

本件は、宝塚市職務権限規程の一部を改正する規程が令和5年3月31日に制定され、同年4月1日に施行することとされたことから、それに合わせて本規程も見直す必要があり、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う所要の整備や、人事関係規程、情報政策課に対する合議事項の見直しを行うものです。

教育委員会訓令の改正は、本来であれば教育委員会の会議において御議論いただくべきものですが、3月23日開催の教育委員会の会議に議案を提出することが困難であったのに加え、施行日である4月1日までに教育委員会の会議を開催することが困難であったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するとして、専決処分したものです。

以上、御報告いたしますとともに、御承認いただきますようお願いいたします。

改正の内容ですが、新旧対照表をご覧ください。

まず、第28条の第5項ですが、こちらの事務上、決裁に押印して回付するのですが、一定の内容について関係する課に合議で確認を求めるというこ

とになっております。

従前、情報政策課については、(1) 電子計算機の適用業務に関する事項と(2) 宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)に基づく電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する事項という記載をしておりましたが、下部の表にある第2号に個人情報保護条例の関連部分に関しましてはもともと表に記載がありましたので、第2号を削りまして、第1号の電子計算機の適用業務に関する事項のみを残す形となりました。第1号のみ残す場合、本文の記載で足りることになりますので(1)(2)の内容は削除しまして、(1)の内容を第5項の本文に入れ込む形で改正をしております。

続きまして第8項です。こちらは先ほどもご説明申し上げました個人情報保護法の改正の関係で、宝塚市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度という呼び方が無くなりまして、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度という呼び方に変わりましたので、引用する法令を変えるものです。

続きまして、表の別記1です。こちらは33番で記載のある、一般的に個人情報の開示等、自分の情報を教育委員会で持っているものを開示してくださいという開示請求手続きがございます。基本的には課長で決裁して、総務部総務課と情報政策課、先ほど申しました電子計算機の処理に係る個人情報に関しては情報政策課の方に合議して決定していますが、引用している法令が今般の法改正に伴い条例から個人情報保護法に変わりましたので、その引用している法律の名前を変えるというものです。

続きまして、別記2です。こちらは人事に関する各種届出について、教育委員会事務局の職員が行う場合の事務手続を記載しています。基本的には市長部局と同じ内容となります。改正案の方を見ていただくと、職員の年次休暇や各種休暇の関係の事務手続について市長部局で定めがあり、その形に合わせてそれぞれ規程を見直そうとするものです。休みの内容が変わったりするものではありません。あくまで事務手続上どのような処理を行うかを記載したものです。

続きまして、別記3です。この表は教育委員会事務局の人事の関係を担当



する職員課が、決裁するにあたり、どこまで決裁するかということを決めたものになります。

現行案で記載している16番扶養親族を認定すること、17番通勤届及び住居届を認定すること、従来は職員課での業務としておりましたが、業務システムが変わり、職員課で認定するという作業がなくなりました。職員課の事務として、この表から削除しようとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

五十嵐教育長

ありがとうございました。何かご質問等ありませんか。

石井委員

確認させてください。別記3ですが、職員課ではなくシステムで完結するということですか。

岡本課長

そうです。

もともとは、教育委員会事務局職員に子どもが増えて扶養親族に認定しようとする際、担当の課長まで確認をとり、総括課として教育企画課で担当課の職員の扶養親族の認定を決裁し、その内容を、もう1度職員課の方で決裁するという、事務が多いので総括課で事務を完結するよう見直したものです。

五十嵐教育長

他にご質問ご意見はありませんか。

これまで全部法の改定等について、整備させていただくという内容でした。それでは報告8号 専決処分した事件について承認を求めることについて（宝塚市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程の制定について）は、ご承認いただけるということでしょうか。

委員

（承認）

五十嵐教育長

ありがとうございます。

続きまして報告事項に入ります。報告事項「いじめアンケート調査について」担当課より説明をお願いします。

平野課長

「いじめアンケート調査について」ご報告させていただきます。

これは3月9日の定例会で、1度確認いただきご指摘いただいた部分を修正したものです。今年度4月の校園長会で変更点の説明を行っており、各校にはこの内容でお知らせしています。今回は修正版をご確認いただくということになりますが、よろしく申し上げます。

ご指摘いただいた変更点ですが、アンケートをご覧ください。

3種類のアンケートがございます。どのアンケートもそうですが⑤番にある「最近誰かから嫌なことをされたことがありましたか」という設問の「最近」という記載を「今の学年になってから」に変えています。子どもたちにとっては、よりわかりやすい記載となっています。それから、「よく」「とても」という文言が日本語として分かりにくいとの指摘を受け、修正しております。具体的にはアンケートの小学校3年から6年の③番「授業に主体的に取り組んでいますか」というところ、「とても取り組んでいる」としていましたが、「よく取り組んでいる」に修正しました。その他、フリガナの整理をしました。変更点は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございました。この件について、ご質問等ございませんか。

では私から。⑤番が今の学年ということで期間をある程度限定したということでしょうか、そのことからいうと⑨番「他の人から嫌なことをされている人を見たことがありますか」という設問は、生まれてから今日までにあったら丸をするということですか。

平野課長

子どもたちの主観で、考えの中で丸をしたりするものだと思うのですが、必ず聞き取りをしていきますので、例えばここに丸があった場合には「これはいつのことか」「どんな内容か」という聞き取りをしていくこととなります。それが進学前のことかもしれませんが、臨機応変に対応していくこととなります。

五十嵐教育長

1・2年はそうですが、3年生以上は⑩番「あったとしたらあなたはどうしましたか」という項目がありますが、これはどう活かしていくのですか。また、この設問の意図はなんですか。1・2年生にはその項目はありませんでしたね。1・2年生はまだ幼いので子どもから聞き出すことで本人の思いを引き出そうとすることなのかなと思うのですが、3年生以上はそれに加えて「その時あなたはどうしましたか」という設問がありますが、意図はなんですか。

平野課長

子どもたちがどのように対応して動いているのかというのを確認する、という意図があるかと思います。

石井委員

これがあると、アンケートの⑨番は「ない」にしてしまうことがあるので

はないですか。

五十嵐教育長 このいじめアンケートの全体の意図を確認したいのですが、このアンケートをする目的はなんですか。

平野課長 いじめアンケートをする1番の目的は、子どもたちがいじめを受けていないか、嫌な思いをしていないかを早く確認するためだと思っています。もちろん、日頃の関わりの中で見つけられればいいのですが、なかなか自分から言い出せなかったりするお子さんから、アンケートの中で拾っていきけるということがあるので、そういった意味合いが1番強くあると思います。

五十嵐教育長 つまり、子どもが具体的にいじめにあっていないか、という確認と、それがいじめに近い状況、本人が自覚するしないにかかわらず、子どもについてももう少し話を聞き出した方が良いのでは、ということ拾い上げる為にやっているという目的のためであれば、この⑩番の設問は必要ないのではと思います。教師としては聞いてみたい項目ではありますが、このアンケートの趣旨としては必要ないのかなと。この結果を、この後どう使うのでしょうか。

平野課長 特にここの部分を集計してどのような傾向にあるか、など確認はしていないので、ご指摘のとおり有効に使えているかといわれますと有効に使えていない部分もあるかと思われま。

五十嵐教育長 例えばこの質問、⑩番の2とか3に「だまっていた」「その場を離れた」とか答えた場合に、面談の際に、あなたは何故そんなことをしたのか、それは良くない、などの指導をするわけではないですね。

平野課長 そうというような指導にはならないと思います。

五十嵐教育長 逆に「注意してやめさせた」と答えた子に、あなたは良くやったとか言いたいが為に設定した項目ではないですね。

平野課長 そうではないです。

五十嵐教育長 だからこの項目は必要ないのかな、と思ったのですが。

平野課長 分かりました。ありがとうございます。

これがあることで、⑨番の回答が変わったりするとか、そもそも怒られるかもしれない、ということですね。

- 五十嵐教育長     そうですね、質問の意図がわからなくて。
- 石井委員         ⑩番の2, 3で書くのは教師に何か言われそうだと思います、⑨番で「ない」にしてしまうことも子どもは考えてしまうのではないかと。
- 五十嵐教育長     そうですね、子どもでも例え⑨番に「ある」としても、⑩番の2・3には丸にしないという気もしますし。
- 平野課長         そうですね。
- 木野委員         このアンケート自体は、いつどのタイミングで実施するのですか。
- 平野委員         年に3回必ず行うことになっています。
- ただ、1学期は教育支援課が出している「こころとからだのアンケート」が実施されます。いじめアンケートと同じ内容ではないのですが、いじめアンケートを1学期に実施すると、同じようなことを2回書いてもらうことになるので、1学期は「こころとからだのアンケート」でいじめの有無を把握し、いじめアンケート自体は2学期3学期に行われることが多いです。いつのタイミングで、というところは各学校にお任せしているところです。
- 木野委員         今回、「今の学年になってから」という⑤番の質問になっておりますので、今年限定のアンケートになっているので、1学期の早い時期よりある程度、時間が経ってからのほうがよいでしょうね。
- 五十嵐教育長     具体的には1学期にこのアンケートを行う学校はない、ということですね。
- 大善係長         少なからずあります。年度によりますが。
- 五十嵐教育長     例えば年に3回、この同じアンケートをすると、「今の学年になってから」というのは、1回目は始業式から例えば1学期終わり、2回目がもし2学期の最初からすぐに行うと夏休み中からあったということか、始業式からかということか。3学期実施したら始業式から3学期まで、とういことか。
- だから以前に答えた内容と被った答えでもよいということですね。
- 平野課長         それは全然構わないと考えています。アンケート後に全員と面談するので。
- 例えば4月にあった出来事を11月に思い出して書いてくれる場合は、どうしたのか、と確認できるので、その入口になればと思っています。

- 五十嵐教育長 分かりました。
- これは既に学校へ配っているということですね。
- 平野課長 はい、この形で4月に説明をして学校へ配っています。
- 五十嵐教育長 ⑩番の扱いはどうされますか。
- 平野課長 ⑩番はまた考えさせていただいて、変更すべき部分は変更させていただき  
ます。
- 五十嵐教育長 委員の皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。
- 石井委員 現実的には、このアンケートをもう使っているかもしれないですか。
- 平野課長 校長会で説明はしていますが、まだ発出はしていないということなので、  
変更することは可能です。
- ご議論をいただく中で、子どもたちの気持ちを素直に、目的としてはい  
じめられていたり、嫌な思いをしていないか、というのを確認させてもら  
いたいというのが意図ですので、ここの⑩番は外して1年生の形で3年生  
以降もアンケートさせてもらいたいと思います。
- 木野委員 まず、パッと見て字が小さいと思ったので、ここをカットすると字も大  
きく刷れるのではと思いました。
- 松浦委員 ⑨番で「ある」と答えた児童は必ず面談をされるのですよね。その際に、  
口頭で「その時どうした」などこの内容のことを聞けばいいのかなと思  
います。
- 先生や家の方に相談したのかなど確認して、把握している事案なのかど  
うかは確認しないといけないので、そこは口頭でもいいのかと思います。
- 五十嵐教育長 篠部委員、よろしいですか。
- 篠部委員 同じ内容で3回するわけですよね。そうすると中学生くらいになると答  
え合わせをすることになると思いますね。例えば⑩番だったら2・3へ丸  
をすると自分はいじめの共犯ではないか、ということネットを調べたら  
出てくるんですね。黙って見ていたらいじめた方と一緒にであるというこ  
になると、加害者になりたくないと思い他の答えを選んだり、上手に答え  
ようかと考えたり、後で面倒にならないよう答えようかと考えたりするこ  
とが出てくるかもしれません。あくまでもこちら側が早くいじめ事案を発  
見したい、ということ前面に出した方がいいと思います。

五十嵐教育長 教育委員さんのご意見としては⑩番はなくてもいいのではないかと、というご意見でした。事務局の方は、その方向で考えるということでしたので、作り直していただいて発出していただくということをお願いしたいと思います。

では、この件に関してはこれでよろしいでしょうか。

石井委員 確認してもいいですか。この相談のところで、子どもたちのタブレットPCから職員へ連絡するという流れはまだ出来ませんか。

平野課長 タブレットPCから直接連絡するということまで出来ていません。

石井委員 流れ的にも、まだないということですね。

大善係長 まだ校内の担任の先生と個人がつながる、ということまでは出来てないです。クラス全体でチームを作ってやりとりするシステムはできていますが。

石井委員 個人もまだないのですね。

大善係長 個人をチームとして設定すれば直接連絡することが可能ですが、30人学級であるとすれば30個チームを設定する必要があり、出来ないことはないのですがそこまではまだ出来ていません。

石井委員 チームのみですか。

大善係長 はい。

五十嵐教育長 はい、松浦委員。

松浦委員 SNSインターネットで相談のところで、ひょうごっ子SNS悩み相談、タブレットを使って相談とありますが、どこにつながりますか。

大善係長 ここは県教育委員会とつながっております。

松浦委員 これは出来るのですね。

大善係長 出来ます。

松浦委員 ホームページに届くということですか。LINEも出来るのですか。

大善係長 県の教育委員会がLINEも設定しています。

松浦委員 生徒のタブレットPCからLINE出来るのですか。

大善係長 そこはLINEが入ってないので、個人のスマホからになります。

五十嵐教育長 アンケートは紙で実施するのですね。

大善係長 はい、紙です。

五十嵐教育長 子どもたちはタブレットPCでアンケートに答える、ということではない  
のですね。

大善係長 今のところは紙です。  
そこは工夫次第で、タブレットPCで回答ということも出来ると思いま  
す。

五十嵐教育長 保存期間は何年ですか。

大善係長 卒業するまでです。

五十嵐教育長 紙で残した方がいいのですか。紙をめくって後で関連性など見る為に。

石井委員 リアルタイムではないですね。

五十嵐教育長 そうですね。まだそこまで環境が整っていないということですね。

他にご意見やご質問はありませんか。

それでは、この件は以上といたします。

先ほど事務局からありましたように、次の2件の報告は非公開といたし  
ます。報告事項 令和4年（2022年）度2月における宝塚市立学校の  
「いじめ事案」及び令和4年（2022年）度以前の宝塚市立学校の「い  
じめ事案」について、担当課より説明をお願いいたします。

【 非公開での報告事項あり 】

五十嵐教育長 それでは、この件は以上とします。

続きまして、報告事項 令和4年度実施 宝塚市学習理解度調査の結果  
について、担当課より説明をお願いいたします。

【 非公開での報告事項あり 】

五十嵐教育長 それではこの件は以上とします。

本日の予定の案件は以上ですが、他にご報告いただくことはございま  
すか。

岡本課長 ございません。

五十嵐教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時40分